



平成 24 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ムロコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 室 義一郎
(JASDAQ・コード番号7264)
問合せ先 常務取締役管理本部長 水野 恩恵
TEL 03-3703-4123

内部統制システム構築の基本方針の一部改定のお知らせ

当社は、平成 24 年 4 月 25 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」の一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。変更箇所は下線で示しております。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) グループ企業全体の「企業行動指針」を策定し、当社並びにグループ企業の役員、使用人への浸透を図る。
- (2) 当社役員は、法令及び「企業行動指針」の遵守を率先垂範すると共に、使用人への周知徹底を図る。
- (3) 当社財務責任者（管理本部長）を委員長とし、当社役員及びグループ企業代表者、その他必要な人員を構成員とする内部統制推進委員会を設け、法令等の遵守並びに適切なリスク管理に関する教育・啓発を行う。
- (4) 法令等の遵守並びに適切なリスク管理の確保のための監督・監視体制の構築・運用のため、次の措置を行う。
 - ① 内部統制推進委員会は、法令等の遵守並びに適切なリスク管理体制確立のための取り組み状況につき、3ヶ月に1回の内部統制推進委員会を開催する。また、内部統制の開示すべき重要な不備及び重大な不正事案等が発生した場合には、委員会開催後、直ちに取締役会並びに監査役会に対し提言及び勧告等を行う。
 - ② 重要な非通例な取引、重要な会計上の見積もり、会社と取締役との取引、子会社との取引等については、取締役会の決議を要するものとする。
- (5) 内部統制推進委員会主導で適宜職務権限規程等の見直しを行い、内部統制システムが有効に機能するための状態を確保する。
- (6) 当社役員は、「公益通報者保護法」を社内に周知徹底し、使用人は法令違反や不正行為が行われたことを認知した場合、内部統制推進委員会に通報する義務を負うものとする。また、会社は通報した使用人に不利益な扱いを行わないものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 「文書管理規程」並びにその他の関連規程に基づき、文書並びに関連資料を保存及び管理する。
- (2) 「文書管理規程」に定める文書以外についても、その重要度に応じて保管期間、管理方法等を定め、適宜規程の見直しを行う。

- (3) 当社役員は、使用人に対して「文書管理規程」に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) グループ企業全体の「リスク管理基本方針」を策定し、当社並びにグループ企業全体への浸透を図る。
- (2) リスク及びその他の重要情報の適時開示を果たすため、代表取締役ないし取締役会に直ちに報告すべき重要情報の基準の策定、報告された情報が開示すべきものかどうかの判断基準となる開示基準の策定等、必要な規程、体制を構築・運用する。
- (3) 次のリスクにおける事業の継続を確保するための体制を構築・運用する。
 - ① 地震、事故、火災等の災害により、重大な損失を被るリスク
 - ② 不適正な業務執行により、生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク
 - ③ 情報漏洩や情報システムが正常に機能しないことにより、重大な被害を被るリスク
 - ④ 法令遵守違反行為や抵触行為により、重大な社会的責任を問われるリスク
 - ⑤ その他、当社役員が極めて重大と判断するリスク

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2) 取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌を定める。
- (3) 取締役の出席する経営会議、各本部会議等における決定とそれに伴う各部門の合理的な運営については、担当取締役の責任において速やかに周知・実施、検証するものとする。

5. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、当社への稟議・報告制度による子会社経営の管理を行うものとする。
- (2) 内部統制推進委員会は、「企業行動指針」及び「リスク管理基本方針」のグループ企業への周知徹底、並びにグループの内部統制の整備を推進することとする。
- (3) グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて監査役の業務補助のためのスタッフを置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行うこととする。

7. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時は、監査役に当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。
- (2) 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため会社の重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。

8. 反社会的勢力との関係遮断

- (1) 暴力団・総会屋等の反社会的活動・暴力・不当な請求等をする人物及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
- (2) 万一、反社会的勢力が攻撃してきた場合にも、これに屈せず断固として拒否し、的確に対応する。

以 上